

ごみから出火??

三月三日未明、田村東部環境センターのごみピット(集積所)内で火災が発生しました。

大事には至りませんでした。施設の点検や現場検証のため収集・処理ができず、皆さんにはご迷惑をおかけしました。

警察や消防による現場検証でも火災の原因は特定できませんでしたが、燃えるごみの中に危険物が混じっていた可能性が指摘されています。

特に、スプレー缶や使い捨てライターなどは、中にガスが残っている可能性がありますので、必ずガスを使いきってから出してください。

皆さんのご協力をお願いします。

田村東部環境センター

☎七七八 二七二三

町民生活課 ☎七二 六九三三

中央さくら保育園 延長保育を開始しました

保育園の保育サービスを充実させるため、四月一日から中央さくら保育園において、延長保育を開始しました。

通常保育

保育園での通常保育時間は、

八時三十分から十七時十五分まで(土曜日は十二時三十分まで)でした。実際には利用者の利便を考慮して、午前七時三十分から児童の受入れを行い、中央さくら保育園は十八時三十分まで、夏井おおすぎ保育園・飯豊ひまわり保育園は十八時まで保育を行ってききました。

平成十七年度から中央さくら保育園において、土曜日も通常保育時間を適用し、保育園の保育時間を以下のように定めます。

【保育園の保育時間】

施設名	曜日	17年度からの通常保育時間	16年度	
			通常保育時間	時間延長した保育時間
中央さくら保育園	月～金 土	7時～18時	8時30分～17時15分	7時30分～18時30分
			8時30分～12時30分	7時30分～12時30分
夏井おおすぎ保育園	月～金	7時30分～18時	8時30分～17時15分	7時30分～18時
			8時30分～12時30分	7時30分～12時30分

【平成17年度からの延長保育と利用料金】

実施施設名	曜日	通常保育時間	延長保育時間	利用人員	利用料金
中央さくら保育園	月～土	7時～18時	18時～19時	概ね10名	月額2,500円

別表 水質検査結果

試験項目	法令による水質基準	2月水質検査結果
一般細菌	100/ml以下	0/ml
大腸菌	検出しないこと	検出せず
塩化物イオン	200mg/l以下	7.9mg/l
有機物	5mg/l以下	0.44mg/l
pH値	5.8～8.6	7.2
味	異常でないこと	異常なし
臭気	異常でないこと	異常なし
色度	5度以下	1度未満
濁度	2度以下	0.5度未満

(※検査結果の数値は全て水質基準に適合しています。)

「水道水」 水質検査結果について

二月に実施した水質検査のうち、主な項目の検査結果は表のとおりです。

なお、検査結果は閲覧することができますので、希望する方が

延長保育

保護者の就労時間、通勤時間等を考慮し、真に延長保育が必要と認められる児童に対し、中央さくら保育園の通常保育時間(七時から十八時)以降の一時間を延長保育とし、十九時まで保育を行います。

問い合わせ

小野町教育委員会
☎七二 六七八〇
中央さくら保育園
☎七二 三二六九

は、地域整備課までご連絡ください。
地域整備課 ☎七二 六九三六

憲法週間 法を守るあなたが 法に守られる

裁判所では、毎年、憲法記念日を中心とした五月一日から七日までを「憲法週間」として、各地で様々な行事を行っています。ところで、「裁判員制度」とい

う言葉を聞いたことがあると思います。国民の中から無作為に選ばれた裁判員が刑事裁判に参加し、裁判官と一緒に裁判を行う制度のことです。平成二十一年五月までに始まるこの制度は、国民の皆さんの協力がなくては成り立ちません。全国の裁判所で行われる憲法週間記念行事では、裁判員制度をテーマとした催しも企画していますので、是非ご参加ください。

産業廃棄物処理 施設の設置等計画 に関するお知らせ

福島県中地方振興局に対し、福島県産業廃棄物処理指導要綱(平成二年福島県告示第三三八号)第十条第一項の規定に基づく産業廃棄物処理施設等設置事

前協議書の提出があったので、同条第七項の規定により、お知らせします。

- 一 設置等予定者の名称及び住所並びに代表者の氏名：東レACE株式会社 東京都中央区日本橋本町二丁目四番七号 代表取締役 城本恵剛
- 二 設置予定地区：田村郡小野町大字谷津作字下中沢一番一
- 三 施設等の種類：がれき類の破砕施設
- 四 施設等の処理能力：二十四トン/日
- 五 その他：当該事業者は、二の設置予定地区で、主に窯業系サイディングボードの製造及び販売を行っている者であります。が、これまで製造に伴い発生する不良品の一部については、今回の申請に係る既存の破砕施設で破砕及び粉砕をして、原料として再生利用しているところがあります。

今回、当該事業者は、住宅メーカー等の建設業者に販売した製品について、建設業者が工事等に使用し、端材等の不要になったものを回収し、今回の申請に係る既存の破砕施設で破砕及び粉砕をして、原料として再生利用しようとするものです。

平成十七年四月十四日

問い合わせ：福島県中地方振興局環境部環境グループ
☎〇二四 九三五 一五〇二